

第 77 回

食料・農業・農村政策審議会

家畜衛生部会

農林水産省

第 77 回
食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会

日時：令和8年2月26日（木）9：30～10：48

会場：農林水産省畜産局 第1会議室

（ドア番号219、ウェブ併催）

議 事 次 第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 議 事

(1) アルゼンチン北部地域（口蹄疫ワクチン接種地域）からの生鮮牛肉の輸入に係るリスク評価について（答申）

(2) その他

4. 閉 会

【配布資料一覧】

議事次第

家畜衛生部会委員名簿

資料1-1 アルゼンチン北部地域からの生鮮牛肉の輸入に係るリスク評価報告書案概要

資料1-2 アルゼンチン北部地域からの生鮮牛肉の輸入に係るリスク評価報告書案
(非公表)

参考資料1 口蹄疫（FMD）とは

参考資料2 口蹄疫（FMD）のWOAHステータス認定状況

参考資料3 諮問文（アルゼンチン北部地域（口蹄疫ワクチン接種地域）からの生鮮牛肉の輸入に係るリスク評価について）

午前9時30分 開会

○松尾国際衛生対策室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会第77回家畜衛生部会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙中にもかかわらず御出席いただき、誠にありがとうございます。

当部会の事務局長を務めます消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室長の松尾でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、消費・安全局審議官の木下から御挨拶申し上げます。

○木下審議官 皆様、おはようございます。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

第77回家畜衛生部会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日の議題でございますが、アルゼンチン北部地域からの生鮮牛肉の輸入に係るリスク評価についてでございます。本件に関しましては、2024年9月に諮問をいたしまして、これまで牛豚等疾病小委員会で専門的及び技術的な見地から御議論を頂いてきたところでございます。小委員会の御審議の結果について御報告をさせていただいた上で、答申を頂ければ幸いというふうに考えております。

また、本日の議題とは異なりますけれども、国内の家畜衛生の状況について申し上げます。今、高病原性鳥インフルエンザのシーズンでございまして、先週も千葉県及び岩手県で発生をいたしまして、今シーズン国内で20件となっております。引き続き、渡り鳥の北帰行が終わる5月頃までは、いつ感染してもおかしくない状況が続くということで、農水省としても警戒を緩めることなく、各都道府県と連携を密にして、発生の防止・まん延の防止に向けて全力で臨んでまいりたいと考えているところでございます。

また、韓国でもアフリカ豚熱や口蹄疫が発生しておりますので、水際の検疫にもしっかりと対応していきたいと思っております。

本日は、先ほど申し上げましたアルゼンチン北部地域からの生鮮牛肉の輸入に係るリスク評価について、専門的な見地から忌憚ない御意見と活発な御議論をお願い申し上げます。大変簡単ですが、私の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○松尾国際衛生対策室長 ありがとうございます。

さて、現在、家畜衛生部会の委員数は19名で、食料・農業・農村政策審議会令の第8条

第1項の規定により、定足数は3分の1となっています。本日、現時点で16名の委員の先生方に御参加いただいておりますので、定足数を満たしていることを報告いたします。

続きまして、本日出席しております事務局の紹介を申し上げます。

ただいま御挨拶をいたしました消費・安全局審議官の木下でございます。

それから、私は松尾でございます、また、担当の動物衛生課の矢野でございます。

以上を中心に、事務局として本日対応してまいります。

本日はウェブが中心となっている開催でございます。どうぞよろしく申し上げます。音が聞き取れないような場合はチャットなどでコメントを頂けたらと思いますので、よろしくご願ひいたします。

続きまして、資料の確認をいたします。

お配りしている資料、既に送付させていただいている資料は、議事次第、委員名簿に加えまして、答申事項でございます、今日の議事事項でございます議事の1、アルゼンチン北部地域（口蹄疫ワクチン接種地域）からの生鮮牛肉の輸入に係るリスク評価についてでございます。これに関しては、資料の1-1と資料の1-2を使用いたします。

お手元に資料が届いていない、落丁などがございましたらお申し付けください。

特にないようですので、議事を続けます。

それでは、議事に入ります。ここから、議事進行を稲垣部会長にご願ひいたします。

○稲垣部会長 稲垣です。よろしくご願ひいたします。

それでは、議事に入ります。

まず、議事の1、答申事項である、アルゼンチン北部地域（口蹄疫ワクチン接種地域）からの生鮮牛肉の輸入に係るリスク評価について、事務局の方から御説明をご願ひいたします。

○松尾国際衛生対策室長 それでは、1番目の議事であります。アルゼンチン北部地域からの生鮮牛肉の輸入に係るリスク評価について、御説明させていただきます。

本件、令和6年9月26日に開催いたしました第69回の家畜衛生部会において諮問をさせていただいております。その後、昨年、牛豚等疾病小委員会で2回審議を行っております。6月4日と11月27日の2回行いました。その結果について御報告いたします。

牛豚等疾病小委員会の審議内容については後ほど、ポイントになる点を中心に、津田委員長から総評を頂きたいと思っております。

では、まず私から、リスク評価報告書の概要について御説明いたします。

資料の1-1、リスク評価書案の概要を御覧ください。

まず、1ページ目でございます。

まずは背景です。本件は、アルゼンチン当局から口蹄疫ワクチン接種地域であるアルゼンチン北部地域より脱骨した生鮮牛肉の輸入解禁要請があったため、標準手続に従いリスク評価を行ったものでございます。

なお、口蹄疫ワクチン非接種地域であるアルゼンチン南部の地域の牛肉及び羊の肉は既に輸入を解禁してございます。

2番目、評価事項でございます。

リスク評価に当たって、対象品目を明確化いたしました。リスク評価の対象は、アルゼンチン北部地域で飼養されたもの、及び、と畜された牛及びコブ牛——いわゆるインド系の牛でございますが——に由来する冷凍又は冷蔵の牛肉で、脱骨されたものとなっております。

なお、牛肉には牛タンとハラミは含んでいますが、それ以外の内臓は含んでおりません。牛及びコブ牛、インド系の牛と明記したのは、水牛は含まれていないということを明確化してございます。

資料の2ページ目を御覧ください。

図1でございます。今回の対象地域を示したものでございます。図の黄色とオレンジで塗られた地域が今回の評価対象地域でございます。

この評価対象地域とこれまでの評価地域を見比べるために、3ページの図の2を御覧ください。

既に南部については解禁されているとお話ししましたが、その間にある、コロラド川とその支流のバラncas川という自然障壁で分離されているという状況でございます。

この下の図の3を見ていただきますと、アルゼンチン北部は、既にWOAHによって口蹄疫のワクチン非接種又は接種清浄国。薄いグリーンのところはワクチン接種の清浄地域若しくは清浄国、濃いグリーンのところはワクチン非接種の清浄国又は地域でございますが、アルゼンチンの北部に接しているのは、WOAHによっていずれかの清浄地域として認められた地域であります。

では、4 ページのリスク評価の概要に移ります。

2 行目、アルゼンチンの概要でございます。

アルゼンチンの北部地域においては、東部に「パンパ」と呼ばれる大草原があり、世界有数の牛肉の生産量を誇っております。

4 ページの11行目でございます。

口蹄疫の清浄性に関する情報でございますが、アルゼンチンは2000年にWOAHによって口蹄疫非接種清浄国として認定されました。一方で、その後、2001年、2006年と口蹄疫の発生がありまして、他国と国境を接する北部地域で口蹄疫ワクチン接種を開始しております。このことにより、現在は北部地域が口蹄疫ワクチン接種清浄地域で、南部地域は口蹄疫ワクチン非接種地域としてWOAHに認定されている状況です。アルゼンチンにおける最後の口蹄疫の発生は2006年でございます。

4 ページの3 番目、獣医当局及び法制度でございます。

アルゼンチンの獣医当局は、国家農畜産衛生管理機構、「SENASA」と称していきますけれども、SENASAが一元的に動物衛生及び食品安全に関する業務を所掌しています。SENASAは、14の地域センターと350を超える地域事務所を持っておりまして、中央から地方への指揮系統も明確になってございます。

また、後ほど説明しますが、口蹄疫のワクチン接種においては、地方の非営利組織である「ENTE」と呼ばれる組織でございますが、大きな役割を担います。

31行目でございますが、アルゼンチンでは、動物衛生施行法で動物衛生業務に係る政府組織の枠組みを規定し、口蹄疫法で口蹄疫対策の概要を規定した上で、口蹄疫に係る個別の措置や制度の詳細を決議で規定します。口蹄疫発生時の対応、サーベイランス、施設登録、個体識別、それからトレーサビリティ、と畜前後検査、国境管理等、口蹄疫の管理に必要な規制は文書化されて整理されてございます。

5 ページでございますが、これらのことから、アルゼンチンにおいては、平時の動物衛生関連業務の遂行及び口蹄疫発生時対応について、家畜衛生管理体制及び法制度が適切に整備されていると考えております。

5 ページの4、家畜の飼養流通でございます。

アルゼンチン北部では、アルゼンチン全土の98%に当たる約5,300万頭の牛が北東部のパンパ地方を中心に飼養されています。農家の規模別で見ますと、100頭以下の牛を飼養

する農家は北部地域の全体の飼養戸数の41%を占めますが、国内の総飼養頭数に対する割合としては7%にすぎません。101頭以上1,000頭未満の牛を飼養する農家が、飼養戸数及び頭数ともに、総数を占める割合が51%で最も大きいです。家族経営の農家も約1,400戸存在いたします。

2パラ、13行目からでございます。

アルゼンチン全土で飼育される家きんを除く家畜の総数に占める牛の割合は65%です。牛と比較して、豚及び緬山羊は飼育頭数が少ないという傾向にございます。乳用牛及び肉用牛の多くは放牧飼育されておりまして、フィードロット又は畜舎内で集約的に飼養されているものは全体の4%です。家畜の生体取引については、家畜市場を介するものは、北部地域では全体の30%程度でございます。残りは直接取引ということで伺ってございます。

5ページの19行目でございます。

農場の登録は、その規模にかかわらず、全ての農場に義務づけがなされております。SENASA——中央衛生当局でございますが——が管理する農牧生産者登録簿、通称「RENSPA」といいます、これを用いて生産者及び農場情報が管理されておりまして、これらの情報は随時更新されるほか、SENASA——中央衛生当局ですが——がRENSPAに登録された情報の精査を行ってございます。

24行目、家畜市場についてでございます。

家畜市場等の家畜集合施設もSENASAへの登録が必要です。大規模なターミナル家畜集合施設はブエノスアイレスに一つだけ存在いたします。そのほか、中規模、小規模の家畜集合施設が多数存在します。

旋毛虫——トリヒナでございますが——の感染防除を目的として、死亡した動物又は由来によらない非加熱の臓器、家庭及び空海港で廃棄される厨かい残さ、並びにその他の感染源となり得るリスクのあるごみを豚に給餌することは、アルゼンチン全土で禁止されています。

31行目でございますが、家畜集合施設では、異状を認めた家畜を隔離するための牛房の確保、施設に出入りする車両の消毒等が義務づけられるほか、開催期間終了後の空舎期間は48時間以上といった規定を遵守することが求められてございます。中央衛生当局では、SENASAの職員によって、動物の健康観察、証明書の確認やルールの遵守のチェックが行われてございます。

6 ページ目に移ります。

家畜運搬後の車両は S E N A S A 登録施設において洗浄及び消毒され、次回に動物を移動させる場合には、当該施設が発行する洗浄消毒及び車両管理の責任者が署名をした洗浄消毒証明書の携帯が必要と規定されてございます。

4 行目です。

これらのことから、アルゼンチンの農場及び家畜集合施設は、S E N A S A の監督の下で適切に管理されていると考えました。また、輸送時の車両消毒が適切に実施されると考えました。

6 ページ目の 5 番目、食肉関連施設でございます。

全てのと畜場及び食肉関連施設は、中央当局である S E N A S A の認定を受ける必要がございます。さらに、輸出用の施設は、S E N A S A が書類審査や現地視察を行って、仕向け国が求める条件を満たしていることを確認した上で認定を受けるということになってございます。

アルゼンチン北部地域における牛の年間と畜頭数は1,185万頭でございます。牛肉の生産量は273万トンです。牛を取り扱う認定と畜場はアルゼンチン北部に138施設が存在し、そのうち輸出用となっている施設は126施設で91%となっております。

6 ページの16行目です。

全てのと畜される動物に対して、と畜前後検査を実施することが義務づけられています。S E N A S A 所属の統括獣医官が、と畜前後検査に対して一義的に責任を有します。実際の検査業務は、統括獣医官の監督の下で獣医検査官及び獣医補助員が実施します。また、中央当局の S E N A S A によって登録された民間の獣医師も、と畜前後検査を実施することができます。と畜前後検査を実施する者は、S E N A S A の配布文書第4346号に沿って教育及び訓練を受けます。と畜前後検査では、主に跛行の有無や、口蹄疫を含む伝染病のり患の有無を確認します。と畜前後検査では、主に蹄部、口唇部及び鼻部の水疱性病変並びに頭部、枝肉及び内臓の検査を行います。食用に適さないと判定されたものは明確に区別され、廃棄されます。

なお、両検査で口蹄疫が疑われる場合は直ちに全ての作業を停止し、後ほど御説明いたします11番の項目でございます。口蹄疫発生時の対応に記載される措置を採ることとなっております。

6 ページの28行目でございます。

仕向け国が脱骨及び熟成を輸入条件として課している場合、冷蔵庫及び食肉処理施設において、中央当局である S E N A S A の監督の下、脱骨及び熟成が行われます。これらのことから、アルゼンチンのと畜場及び食肉処理場では、S E N A S A 監督の下で、適切にと畜及び食肉処理が実施されていると考えました。万一、と畜対象の動物が口蹄疫の感染を疑う臨床症状や病理所見を呈していれば、十分に摘発が可能であると考えました。

と畜場と農場の間を移動する家畜の運搬車等の車両についても洗浄及び消毒が適切に実施されており、と畜場及び出入りする車両を介して口蹄疫が拡大するリスクを低減するための措置が講じられていると考えました。

また、輸出される牛肉が輸入条件に準拠した製品となるような管理体制が、中央当局である S E N A S A によって整備・運用されており、7 ページでございますが、脱骨及び熟成等の個別条件に対しても、当該条件に合致した製品の製造が可能な体制が整備されていると考えました。

それでは、7 ページの6 番、個体識別及びトレーサビリティ制度でございます。

牛及び水牛を対象に、離乳時又は最初の移動時まで個体識別番号が付与されてございます。これは耳標を用いた個体の識別管理という形で行われています。

一方、豚や緬山羊は群単位で識別されています。

耳標番号を検索することで、耳標の購入者及び耳標を装着した施設を確認することができます。

9 行目でございます。

家畜の移動は、S E N A S A が管理する統合家畜衛生管理システム、通称「S I G S A」と呼んでおりますが、これを通じて群単位で管理されます。S I G S A 上では、家畜の農場間並びに農場及びその他の施設間での移動履歴が保存されるほか、先ほど R E N S P A というもの、これは農場とか家畜の施設を登録するものでございますが、R E N S P A ともリンクされ、関係者が該当施設の詳細な情報を参照することはできます。全家畜の移動に当たっては、この S I G S A の上で発行される電子移動記録書、通称「D T - e」が必要となります。すなわち、移動に際して、中央当局 S E N A S A の許可が必要になってございます。

17 行目でございます。

と畜場の到着後は、このDT-e とひもづける形で製品群番号が付されます。以降の工程では、この製品群単位で管理が行われ、統合食品安全品質管理システム、通称「SIGCA」、及び食品安全品質証明管理システム、通称「SIGCER」を通じて、と畜の許可や輸出証明が発行されます。最終製品及び輸出検疫証明書には製造群の番号が表示されており、この番号をもとに出荷元の農場までたどることができるようになってございます。

7 ページの25行目でございます。

これらのことから、家畜の移動は中央当局SENASAが適切に管理及び監督しており、最終製品から出荷元農場をたどる体制が整備されていると考えました。また、家畜の移動にはSENASAの発行するDT-eが必要であることから、必要に応じてSENASAが移動制限を課すこともできる体制にあると考えました。

また、口蹄疫等の疾病が発生した際には、発生農場にて同時期に飼養されていた動物の移動履歴を追跡することにより、迅速に疫学関連農場を特定することが可能であると考えました。

7 ページの7、検疫でございます。

(1) 輸入検疫です。

アルゼンチンは、主に近隣諸国から牛及び豚を、豪州やニュージーランドから緬山羊を輸入していますが、年間の輸入量は、牛及び緬山羊については数十頭、豚については多いときで数千頭と限定的です。牛肉や豚肉についても近隣諸国より輸入してございますが、その量は数百から数千トンと限定的でございます。

他方、8 ページに移りますが、牛肉及び内臓、加工品を含んでございますけれども、これらについては、米国及びEU諸国を含む多くの国に対して輸出可能となっております。2023年には年間74万トンと、世界有数の規模の移出量を誇ってございます。

8 ページの4行目でございます。

生体や畜産物等の輸入に際しては、国際空港及び陸路国境地点に設置される100か所超の国境検疫ポイントにおいて、中央当局SENASAによる検査が行われています。

畜産物については、書類審査及び開梱検査が行われるほか、車両の貨物の目視検査や、手荷物のX線検査が実施されています。

生体の家畜については、仕向け先農場において一定期間隔離検疫が行われ、異状がなかった場合のみ解放されます。

また、厨かい残さも適切に処理がなされています。

偶蹄類動物及びそれ由来の物品に関しては、国際機関であるWOAHにより口蹄疫清浄と、ワクチン接種及び非接種と認められている国又は地域からのみ輸入を認めているというところでございます。

さらに、口蹄疫ワクチン接種清浄国又は地域からのアルゼンチンの口蹄疫ワクチン非接種清浄地域に向けて牛肉を輸出する場合は、脱骨、リンパ節の除去、2度で24時間以上の熟成が求められているとともに、pHが6.0未満となっていること等を相手国等に確認するように要求しています。近隣諸国において口蹄疫が発生した際には、速やかに衛生警報を発出するための決議が中央当局SENASAによって採択され、国境での検査官を増員、対策の強化と、こういうことが図られることになっていると伺ってございます。その際に、当該発生国又は地域からの輸入は停止いたします。

8ページの19行目でございますが、これらのことから、アルゼンチンにおいては口蹄疫が侵入しないための輸入検疫措置が適切に採られていると考えました。

22行目からは、輸出の検疫について記載しています。

アルゼンチンより輸出される牛肉については、中央当局SENASAの所属の公的獣医官が書類審査及び現物審査を行い、仕向け国の輸入条件を満たしたことを確認した上で、署名済みの輸出検疫証明書が発行されます。

また、アルゼンチンで口蹄疫が発生した場合には、貿易相手国に速やかに情報を提供するとともに、日本を含めて口蹄疫清浄国であることが輸入条件に定められている場合には、直ちに輸出検疫証明書の発行を停止します。

なお、米国は2018年から、EUについては2010年から16年にかけて、脱骨及び熟成を含む輸入条件の下でアルゼンチン北部地域からの牛肉を段階的に開始してございます。2024年9月現在で、米国、EUについては口蹄疫の発生は確認されてございません。

8ページの31行目でございます。

これらのことから、アルゼンチンでは仕向け国輸入条件を満たした牛肉を適切に生産及び輸出する体制が整備されていると考えました。脱骨数及び熟成処理は、WOAHコードでも認められた口蹄疫ウイルスの不活化処理法ではございまして、9ページへ移りますけれども、当該条件を日本向け輸出の条件と課すことによって、同国から我が国へ輸入される牛肉を介して口蹄疫を日本に持ち込むリスクは相当程度低くなると考えました。

9 ページの 5 行目からは、今度はアルゼンチン北部地域と南部地域の間での検疫について記載してございます。

北部地域と南部地域は、冒頭の方で説明しました川を境界に区分されてございます。境界に12か所の検疫ポイントが設置されています。検疫ポイントは、通行する全ての車両について、電子証明でありますDT-e、SENASAが発行するものでございますが、中央当局SENASAが発行するDT-e等の書類を確認するとともに、目視検査や手荷物X線検査というのを実施してございます。

南部地域から北部地域へ口蹄疫の感受性動物を移動させることについては制限がありません。南部というのはワクチンを非接種の地域でございます。北部地域は今回対象になっているワクチン接種の清浄地域でございますが、この移動については制限はありませんが、中央当局SENASAによる移動許可、DT-eの発行、電子証明のDT-eの発行が必要となっております。

畜産物については、北部地域から南部地域への移動に関しては衛生条件が設けられているものの、南部地域から北部地域への移動に関して特段の衛生条件は設定されてございません。

9 ページの15行目でございます。

仮に南部地域で口蹄疫が発生した場合には、南部地域から北部地域への動物の移動を禁止する法令は存在してありませんが、SENASAが速やかに電子証明であるDT-eの発行を停止することで、移動を停止させることは可能であると考えました。

ただし、畜産物については、移動制限する規則及び制度が存在しておらず、現時点で提供されているアルゼンチン当局からの情報のみでは、畜産物を介した北部地域への口蹄疫の広がりを抑えることができるとの判断には至っておりません。

9 ページの21行目でございます。

これらのことから、アルゼンチンでは、南部地域での口蹄疫の発生を想定した南北地域間の検疫措置が十分整備されておらず、仮に南部地域で口蹄疫が発生した場合に北部地域に感染が侵入・拡大しないか否かについて、更なる確認が必要であると考えてございます。

9 ページの 8、診断機能でございます。

口蹄疫の診断、アクティブサーベイランス及び抗体保有率の検査は、ナショナルラボラトリーである動植物検査総局、通称「DGLyCT」で行ってございます。このDGLy

CTでの検査業務はISOの1702号の認定を受けており、また、国際的なリファレンスラボラトリーが実施する外部精度管理にも参加していると伺ってございます。口蹄疫の診断は、国際機関であるWOAHのマニュアルに従って、ウイルス分離、ELISA、それからRT-PCRが行われていると伺ってございます。

ただし、口蹄疫ワクチン接種済み動物に対しては、口蹄疫の検査を行う際には、これから説明する点に留意する必要があると考えました。

36行目の1ポツ目でございます。ワクチン接種動物を野外のウイルスに感染した動物と識別するため、いわゆるDIVAでございますが、非構造タンパク質に対する抗体を検出するELISA——ELISA3ABC法を使っていると伺ってございますが——を用いて行って、10ページでございますが、引き続きEITBやウイルス分離を行うとともに、血清型を同定する必要があるため確定診断に時間が掛かるということでございます。

10ページの3行目からでございます。2ポツ目です。2点目が、ワクチン接種動物が野外のウイルスに感染した場合は、明瞭な臨床症状が分かりにくくなることに加えて、ワクチン株に対する抗体が付与されているため、体内で野外のウイルスの増殖が抑制され、野外のウイルスに対する抗体価がELISAで検出するレベルに達しない、又は検出できるレベルに達するまで時間を要します。このため、ワクチン非接種動物と比較して野外ウイルスの感染を早期に摘発することは困難であることを指摘してございます。

10ページの9行目からでございますが、これらのことから、アルゼンチンでは、口蹄疫の診断を適切に実施できる体制、これは整っているものの、口蹄疫ワクチンが使用されている今回の諮問地域である北部地域については、万一ウイルスが侵入した場合に摘発が遅れる可能性が無視できないというふうに考えました。

10ページの9、ワクチン接種でございます。

アルゼンチン北部では、2001年より国家口蹄疫撲滅計画に従い、牛及び水牛に対してワクチン接種を行っています。アルゼンチン政府によると、国内の家畜に対する国内外に存在する感染リスクが十分低減したとの根拠が得られれば、将来的にはワクチン接種を停止する予定であるが、2024年11月時点でワクチン接種を停止する予定はないと回答がございました。

21行目でございます。アルゼンチン国内で使用されるワクチンについてでございますが、

四つの製造用ウイルス株があると。01Campos、A24のCruzeiro、AArgentina2001、C3のIndaialが含まれた不活化ワクチンであり、2024年9月時点で全て国内製造されている。ワクチン製造施設及び製品は、先ほどの検査機関、ナショナルの検査機関であるDGLyCTによって承認及び登録されています。ただし、2025年3月1日よりワクチンの主剤を構成する株からC3のIndaial株が除かれています。

SENASA、中央当局でございますが、SENASAはワクチン接種業務全般を、先ほど冒頭に出てきたENTEという組織に委託しています。実際にワクチン接種を行うのは中央当局SENASAによって認定されたワクチン接種員です。計画的ワクチン接種は、北部地域ほぼ全域を対象に、年2回実施されます。うち1回目は全ての牛、牛等、残り1回については、マイナーな区分に分類される動物を対象に接種を行っています。ワクチン接種歴はSIGSA、先ほどデータシステムがあるとお話ししましたが、SIGSAに登録されており、当該履歴を精査することで接種漏れを防いでいます。

これらのことから、アルゼンチン北部ではワクチンの管理及び接種が政府主導で適切に実施されていると考えました。

10ページの10番、サーベイランスでございます。

アルゼンチンでは、家畜のパッシブサーベイランスに加えて、血清を用いたアクティブサーベイランスとして、①おとり子牛のサーベイランス、②免疫付与の確認及びウイルス循環の有無を確認するためのサーベイランスが実施されています。

11ページの3行目でございますけれども、アルゼンチンでは、口蹄疫は通報対象疾病として規定されています。口蹄疫疑い事例を確認した者は、家畜であるか野生動物であるかにかかわらず、中央当局SENASAへの通報義務が課されています。国内では毎年4～7件の水疱性疾病の疑い事例が、アルゼンチン全土からSENASAに通報されておりますが、いずれも、これまで口蹄疫は否定されているということでございます。

11ページの8行目です。

まず、最初の1番目の、おとり子牛のサーベイランスでございます。これは2018年から実施されておまして、毎年、アルゼンチン北部、中央及び国境地帯で飼育されているワクチン接種前の子牛を対象に、384施設から5,760の血清サンプルを採取して、口蹄疫の検査を実施しています。2021年から2023年にかけて実施した検査の結果は、全て陰性でございました。

11ページの13行目でございます。

2番目の、ウイルス循環の有無を確認するためのサーベイランスは、おとり子牛のサーベイランスと同様に血清を用いたサーベイランスです。対象とする牛の年齢が異なりまして、対象は6～24か月齢のワクチン接種済みの牛です。2021年には543施設から6,761サンプル、2023年には397の施設から4,189のサンプルが採取され、検査に供されました。その結果、2021年には3検体、2023年には1検体が陽性となりましたが、追加試験、追加の確認試験によって、いずれも野外株の感染は否定されました。

11ページの20行目でございます。

2番目のサーベイランスには免疫付与の確認ということがあると申し上げました。この免疫付与の確認のためのサーベイランスについては、2020年から再開された検査でございます。A24のCruzeiro株、それから01Campos株に対する抗体価を調べて、何割の牛がカットオフ値を上回る抗体価を保有しているかを調べるというものでございます。サンプル数は毎年異なるのですが、2020年には5,305検体、2023年には9,284検体を調べてございます。A24Cruzeiro株に関しては79～90%の牛、また、01Campos株に関しては72～86%の牛が十分な抗体を保有していると判断されてございます。

11ページの27行目でございます。

次は野生動物のサーベイランスでございます。野生動物のサーベイランスも実施されておりまして、国内に生息する口蹄疫感受性動物種であるシカ、ペッカリー、野生イノシシや野良豚に加えまして、バクやカピバラを対象に、捕獲時に血清を採取して検査を実施しています。検査数は毎年変動し、2021年には154検体、2022年には70検体、2023年には81検体を検査しておりまして、2009年以降、全ての検査において陰性であったと報告されてございます。

11ページの32行目からでございますが、これらのことから、2024年9月現在、アルゼンチン北部地域において口蹄疫ウイルスの循環は見られず、飼育されている牛等も十分抗体を保有しており、口蹄疫がまん延する状況にはないと考えました。

しかし、ワクチン接種動物では明らかな症状を呈さない可能性も考えられるため、パッシブサーベイランスが十分に機能しないケースや、検知までに時間を要するケースがあることについて留意が必要と考えてございます。

12ページに移ります。

12ページの11番、口蹄疫発生時の対応を御覧ください。

アルゼンチンでは、国家口蹄疫封じ込め計画を始めとした複数の法律がありまして、口蹄疫早期摘発のための通報及び発生時の防疫体制が整備されてございます。必要な教育訓練、啓発活動も実施されてございます。口蹄疫が疑われる場合は、中央当局 S E N A S A の地方事務所に通報されるとともに、国家検査機関であります D G L y C T で診断が行われ、発生が確定した場合は直ちに家畜の移動制限、殺処分、緊急サーベイランス等の措置が講じられるとともに、必要に応じて緊急ワクチン接種も行われます。これらのことから、アルゼンチンでは、口蹄疫発生時に適切な防疫措置を実施する体制が整備されていると考えました。

ただし、以前に北部地域のパラグアイとの国境付近で口蹄疫の発生が確認されてございます。本件については、国外からの違法な家畜の移動が原因であると推測されていることを考慮すると、周辺国で口蹄疫の発生が確認された場合には、アルゼンチン北部地域に口蹄疫が侵入するリスクは無視できないものというふうに考えました。

12ページの16行目になります。

今度は12番、牛の舌、牛タンのリスク評価でございます。

アルゼンチンでは年間約1万トンの牛の舌、牛タンを生産しており、国内外で食用——又はそれ以外の用途の場合もあるというふうに聞いてございますが——に供されています。主にロシア、タイ、香港等に年6～7,000トンの牛タンが輸出され、アメリカ、ドイツ及び日本向けに、アルゼンチン全土又は南部地域から、食用・非食用の目的での牛タンの輸出実績がございます。ほかの生鮮肉と同様に、輸出用の牛タン、牛の舌を取り扱うと畜場及び食肉処理施設は、中央当局 S E N A S A によって認定を受ける必要がございます。

12ページの23行目でございます。

と畜場についてです。と畜場では、と殺のために搬入された動物群に対して、S I G C A を用いて導入順に製造群番号を付与しています。この製造群番号は D T - e 、先ほど動物を移動するときに発行される電子証明でございますが、D T - e 番号とひもづけられています。頭部とと体は照合可能な状態で、と畜後、検査に供され、その後、牛タンが頭部から切り離されます。切り離された牛タンはチャンバー内で熟成されまして、その際、当該チャンバーには製造群番号が表示されます。最終製品及び輸出検疫証明書には製造群番

号が記載されているため、動物の移動電子証明であるDT-e番号を介して、出荷元農場まで遡及することが可能になっています。

12ページの30行目でございます。

牛タン、牛の舌は、と畜後検査の対象でございます。この検査に合格しなかった牛タン及びと体は生産ラインから排除されることになっています。

12ページの32行目でございます。

牛タン、牛の舌については、適切な熟成処理が行われれば、骨格筋と同様にpHの低下によって口蹄疫ウイルスが不活化します。アルゼンチンには牛タンの熟成に係る法律等は存在しないため、国内消費用の牛タンについて熟成処理を行っていません。さらに、牛タン、牛の舌を熟成することを輸出条件とする国は存在しておらず、処理の実績もございません。

今般の要請に当たりましては、対日輸出、日本向けに輸出される牛タンの熟成を含む処理工程を記した文書がアルゼンチン当局から日本の獣医当局宛てに提出はされてございます。この文書の中には、2～4度の温度で24時間以上、牛タン、牛の舌を熟成しまして、全ての牛タンについて中間部及び近位部の2か所で測定して、pHが6.0未満であることを確認した製品のみを日本に輸出するというふうに記載がございまして、この測定時でございますが、測定時にpH6.0以上であった牛タンについては日本向けから除外するということも記載されてございます。

なお、熟成により牛の上皮の基底膜付近のpHは舌中央部と同等若しくはそれより低下する傾向が認められるということも、我々も含めて調べてございます。

13ページの6行目です。

これらのことにより、当該提出文書の内容が正しく履行されれば、製品中に口蹄疫ウイルスが生存しているリスクを無視できるレベルまで低減させた牛タンのみ、牛の舌のみを日本へ輸出することが可能であると考えました。

また、輸出経歴証明書の記載内容に基づいて、当該牛タン製品が由来する個体の出荷元農場まで遡ることも可能と考えました。

13ページの11行目。

ただし、アルゼンチンには熟成牛タンを他国に輸出した実績がないこと、また、現地調査時に牛タンの熟成を含む処理工程を確認していないことから、アルゼンチンにおいて牛

タン、牛の舌の輸出体制が整った段階で、適切な体制が整備されているかを日本側が改めて確認する必要があると考えました。

15行目でございますが、これらの点を考慮すると、本報告書に記載されている動物検疫やサーベイランス等の体制が維持されていることを前提に、アルゼンチン北部地域を口蹄疫ワクチン接種清浄地域として認めることは適切と考えました。

13ページ、19行目から、4番の結果でございます。

これまで御説明した点を考慮しますと、本報告書に記載されている動物検疫、サーベイランス等の体制が維持されていることを前提に、アルゼンチン北部地域を口蹄疫ワクチン接種清浄地域として認めることは適切と考えました。

13ページの23行目でございますが、一方で、アルゼンチン北部地域は周辺国で口蹄疫が発生した場合に口蹄疫が侵入するリスクが無視できないこと、口蹄疫ワクチン接種動物群では臨床症状に基づくパッシブサーベイランスが有効に機能しない場合があること、そのため確定診断までの時間を要することなどの可能性があるということも考えられました。

28行目でございますが、また、その他にも留意が必要な点があると考えました。

1ポツ目、29行目でございますが、アルゼンチン南部地域で口蹄疫が発生した場合を想定した南北地域間の家畜及び畜産物の検疫措置が十分考慮されていないこと。

31行目、2ポツ目でございます。牛タン、牛の舌について熟成処理済みの製品を他国に輸出した実績がないことでございます。

13ページの33行目でございますが、以上のことから、御説明した留意点に応じた適切なリスク管理措置を課すことで、アルゼンチン北部地域（口蹄疫ワクチン接種地域）からの生鮮牛肉——牛、ヨーロッパ系の牛であるボスタウルス及びインド系の牛であるボスインディカスに由来する冷凍又は冷蔵の牛肉（牛タン及びハラミを含む。それ以外の内臓を含まない。）で脱骨されているもの——の輸入により、口蹄疫が我が国に侵入するリスクは極めて低くなると考えました。

14ページに移ります。

この際のリスク管理措置として、14ページの①から③というふうに列記いたしました。

①でございます。口蹄疫ワクチン接種地域であるアルゼンチン北部地域の口蹄疫ステータスは、国際機関であるWOAHによって口蹄疫ワクチン非接種清浄国として認定されている我が国と同等とは言えない。このため、輸入を認める際には、法令上、アルゼンチン

北部を家畜伝染病予防法施行規則第43条の表中欄に定める関連物品に対する禁止地域ということは維持した上で、家畜伝染病予防法第36条第1項に基づく輸入禁止地域を経由したもので農林水産大臣が指定するものとして、以下の条件を満たした畜産物のみ輸入可能であると規定することを考えてございます。

その条件が、9行目から書いているものが一つ目でございます。一つ目は、我が国に向け提出される生鮮牛肉は、サーベイランス等の結果、疾病の発生やその疑いがある農場として中央当局SENASAの監視下に置かれていない農場のみで飼養された牛に由来すること。

二つ目、12行目でございますが、脱骨に加えて熟成処理、生鮮牛肉を摂氏2度以上に保った部屋で24時間以上保管し、pHが6.0未満になったことを確認すること。

それから、②でございます。14行目でございます。アルゼンチン南部地域において口蹄疫の発生が認められた場合は、北部地域からの輸入も連動して停止しますが、口蹄疫が拡大するおそれがないことを確認するまでの間は停止措置を継続するというところでございます。

17行目、③番目でございます。アルゼンチンからの牛タン、牛の舌輸入を認める場合には、アルゼンチンにおける牛タンの処理体制が整った段階で、我が国向けの輸出製品として適切な生産・品質管理体制が整備されているかを、日本側があらかじめ確認をするということを考えてございます。

以上が、現在考えているリスク評価報告書の概要でございます。

具体的な輸入条件は、本部会で答申をもし頂けましたら、今回のリスク評価の結論を踏まえて、アルゼンチン側と協議していくことと考えてございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○稲垣部会長 どうもありがとうございました。

それでは続きまして、アルゼンチン北部地域（口蹄疫ワクチン接種地域）からの生鮮牛肉の輸入に係るリスク評価について、牛豚等疾病小委員会での議論の結果概要について、津田委員長から御報告をお願いいたします。

○津田臨時委員 牛豚等疾病小委員長の津田でございます。

それでは御報告させていただきます。

昨年6月4日に開催されました第104回牛豚等疾病小委員会及び同年11月27日に開催さ

れました第110回牛豚等疾病小委員会において、アルゼンチン北部地域からの牛生鮮牛肉の輸入に係るリスク評価について審議を行いました。

牛豚等疾病小委員会では、先ほど事務局から説明がありましたアルゼンチンにおける獣医組織体制、家畜の飼養流通、牛肉のトレーサビリティ、口蹄疫ワクチン接種、サーベイランス、国内防疫措置等について検討いたしました。

本件における主な論点は牛タン、牛の舌でございますけれども、これの輸入に関する安全性でございます。牛タンについては、既に口蹄疫ワクチン接種を実施しているウルグアイからの輸入を認めております。これは、ウルグアイ農牧省が実施した牛タンの熟成試験において、熟成処理により牛タンのpHが口蹄疫ウイルスを不活化できる6.0未満に低下することが確認されたことが大きな根拠となっております。

今回の審議におきましては、委員から、舌、タンは口蹄疫の水疱性病変の好発部位であり、特に上皮の安全性について慎重に検討すべきとの指摘がございました。本件の検討に当たり、論文等による科学的知見の収集を行うとともに、追加の実験を実施いたしました。

まず、知見の収集として、ワクチン接種牛に口蹄疫ウイルスを感染させ、ウイルスが舌に分布するかどうかを検証した試験が2本提出されました。いずれの試験においても、舌へのウイルス分布は確認されておられません。これらの試験から、仮に口蹄疫に感染した牛が存在した場合でも、アルゼンチン北部地域では全頭にワクチン接種が実施されていることから、舌の上皮におけるウイルス量は極めて低いと考えられました。また、仮に十分な免疫が付与されていない個体で感染が生じた場合であっても、舌は病変の好発部位であるため、と畜前後検査により摘発可能であると判断いたしました。

次に、追加試験として、熟成済み牛タンを用い、舌の中央部及び上皮付近のpHを測定及び比較いたしました。その結果、上皮付近のpHは中央部と同等又はそれより低下する傾向が認められました。アルゼンチンからの牛タンの輸入に当たっては熟成処理を条件とし、舌中央部のpHが6.0未満となった製品のみを輸入可能とすることとしています。このため、中央区と同等又はそれ以上にpHが低下した牛タンのみが輸入されることとなり、ウイルスは不活化されると判断いたしました。

以上を踏まえ、牛タン上皮の安全性について総合的に評価した結果、適切な熟成処理を行うことにより上皮に由来するリスクは無視できると判断し、その旨をリスク評価報告書に記載いたしました。

結論としまして、これらの検討結果を踏まえ、牛豚等疾病小委員会としましては、先ほど事務局から説明のありましたリスク評価の内容を了承いたしましたので、御報告申し上げます。

以上で牛豚等疾病小委員会からの報告を終わります。

○稲垣部会長 どうもありがとうございました。

それでは、本件につきまして委員の皆様から御意見や御質問がありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

では、末吉委員、お願いします。

○末吉臨時委員

まず、サーベイランスはかなりシステム化されているため、速やかに発見・通報・診断ができそうですが、農場がほとんど放牧であるということと、発見が遅れるリスクがあるという話がありました。おとり牛を使うという話もありましたが、プロバング検査は取り入れていないのでしょうか。

○稲垣部会長 では、御回答をお願いいたします。

○松尾国際衛生対策室長 御質問ありがとうございます。

アルゼンチンのサーベイランスのシステムは、パッシブサーベイランスとアクティブサーベイランスに分かれています。

パッシブサーベイランスは、通報の義務が全ての関係者に及んでいるという状況でございます。全ての関係者には、所有者、獣医師、輸送業者、放牧の管理者が含まれています。疑わしい症状を見付けたら中央当局のSENASAに通報して、24時間以内にSENASAは当該農場に立ち入る仕組みになってございます。

通報による疑い事例は年間4～7件程度で、水疱性疾病の疑いという形で通報される例が多いと伺ってございます。

それから、アクティブサーベイランスについてですが、まず一つは、おとり子牛のサーベイランスという形で、ワクチンを接種する前の子牛についてサーベイランスを行うという形で行ってございます。先ほどお話ししましたように、毎年384ぐらいの施設で、5,000を超えるような検体数を検査しています。

先生のお話にあったプロバング検査でございますが、アクティブサーベイランスで陽性になった場合について、確認をする際にはプロバング検査を行っているというように

す。

以上でよろしいでしょうか。

○末吉臨時委員 もう一つよろしいでしょうか。

○稲垣部会長 では、お願いいたします。

○末吉臨時委員 車両消毒について、SENASAが証明書を出すという話がありました。車両消毒を含めて、「消毒」という言葉は大変魅力的ですけれども、実際はソフト面で非常にグレーなところがあると思います。この消毒の証明書の、消毒液や濃度、どこを消毒したのか等の基準は、資料1-2の50ページに記載されているものを確認しましたが、十分に細かく書いてなかった。この消毒証明書を出す際の検査チェックポイントというのは、シート化されているものなどがあるのでしょうか。

○稲垣部会長 では、お願いいたします。

○松尾国際衛生対策室長

まず仕組みから説明すると、中央当局のSENASAが車両消毒証明書を発行する形になっていて、輸送業者は事前に登録を受けている必要がありますし、その登録施設、登録車両というものもある。農家が運ぶ際についても、車両についてはSENASAに登録する仕組みがございます。

先生御質問の点である、車両消毒の基準についてでございます。

こちらについては、資料1-2の32ページから33ページに記載がございます。

32ページに、輸送について記載をしております。32ページに、4.5.3.の輸送という欄がございまして、車両消毒の証明であるCULyDについて記載がございます。

33ページの3行目から、牛の移動に係るガイドラインというのがございまして、その中で、効果的な洗浄、消毒、由来動物といったバイオセキュリティ規範が示されています。それに従って、ガイドラインも渡しながら検査をしているということでございます。

○稲垣部会長 末吉委員、いかがでしょうか。

○末吉臨時委員 ありがとうございます。私も引き続き調べてみたいと思います。

最後にもう一点お伺いします。「脱骨」という言葉と、リンパ節を「除去する」という言葉が記載されていますが、これは口蹄疫というよりはBSEを意識しているのでしょうか。

○松尾国際衛生対策室長 BSEというよりは口蹄疫でございます。リンパ節にもウイルス

スが分布しますので、リンパ節を除くということになっていると聞いてございます。

○末吉臨時委員 脱骨もそういう意味ですか。

○松尾国際衛生対策室長 脱骨もです。脱骨も、骨髄の中にひどい感染をした場合はウイルスが存在すると伺っているので、脱骨すると伺ってございます。

○末吉臨時委員 ありがとうございます。認識を新たにしました。以上です。

○稲垣部会長 ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。井岡委員、お願いします。

○井岡委員 消費科学センターの井岡でございます。質問させていただきます。

まずは、今回の答申については特に異議はございません。

その上で二つ質問なのですが、12ページの10行目のところに、「以前に北部地域のパラグアイとの国境付近で口蹄疫の発生が確認されており」と書いてありますが、以前というのは何年前のことなのでしょうか。

もう一つ、牛タンについてお聞きしたいのですが、13ページの31行目、熟成処理済みの製品を他国に輸出した実績はないということなのですが、日本での牛タンの扱いが特殊なのでしょうか。

その2点について教えてください。お願いします。

○稲垣部会長 お願いします。

○松尾国際衛生対策室長 一つ目は、パラグアイとの国境の辺りで起きた発生事例でございますが、これは2006年の2月にパラグアイの国境辺りで起きたというふうに伺っております。詳細は資料1-2の129ページに記載させていただいてございます。

それから二つ目、牛タンについて質問がございました。アルゼンチンからは、熟成した牛タンを輸出したことがないというお話がございました。我々としては、牛の舌はきちんとした処理をしなければならないと考えてございますので、実際どういう処理をして、本当にpHもしっかり調べているのか確認した上で、という意味で、このような書き方をしております。彼らは輸出の際にそのような処理をしたことがないと言っていますので、懸念事項としてそのような記載を入れてございます。

○稲垣部会長 よろしいですか。

○井岡委員 かしこまりました。日本に来てすぐに調理ができる状態ということなのでしょうか。

○松尾国際衛生対策室長 そうですね。隣国のウルグアイが同じワクチン接種の清浄国で

ございますけれども、そこから来ている牛タンは4種類あります。既に切ってあって冷蔵または冷凍されているもの。また、皮を剥いているものと剥いていないものがあります。この4種類の牛タンが日本に輸出されてくるのだらうと我々は考えてございます。

○井岡委員 ありがとうございます。よく分かりました。

○稲垣部会長 ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。木村委員、お願いします。

○木村臨時委員 ありがとうございます。

アルゼンチンの体制はよく分かって、私も特に異存はございません。

少し疑問に思ったのは、解禁後の、日本で行う輸入物のサーベイランスについてです。特に牛タンなどを、今まで禁止だったところから輸入するとき、抜き打ち検査のような特別な検査はあるのでしょうか。

以上です。

○稲垣部会長 お願いします。

○松尾国際衛生対策室長 輸入時の日本側での検査のお話でございました。

基本的に日本の輸入検疫の考え方としては、新しい国、新しい業者から輸入してくるときは一番厳しい検査を行います。開梱検査と書類の確認の両方を行い、開梱検査については、開梱数も高い割合で行います。その後段階的に検査を緩めるという形で行いますので、アルゼンチンについても、解禁されれば、最初は厳しい検査を行う形になると考えてございます。開梱検査も含めて実施します。

○稲垣部会長 いかがですか。

○木村臨時委員 それはどれぐらいの期間行われるものなんでしょう。

○松尾国際衛生対策室長 期間というよりは、最初の輸入であるのかそうでないのか、全てデータに残してございますので、それを見ながら実施します。期間ではございません。何回問題なく輸入できているのかを見ていきます。ですから、ある業者が1年ぶりに輸入したとして、実績が足りないと判断されれば厳しい検査が行われる。要は、実績数で考えていきますので、期間ではございません。

○木村臨時委員 なるほど。ありがとうございます。

○稲垣部会長 ほかの委員の皆様、いかがですか。では、黒濱委員、お願いします。

○黒濱臨時委員 黒濱です。

私も、この評価については何の異存もなくて、いい評価をされたのではないかと考えて

おります。

それで、少し付随した話なのですがすけれども、アルゼンチンがいずれワクチンの接種を中止したいという話をしていて、それでワクチン非接種清浄国になった場合に、肉の熟成は続けるのでしょうか。それとも、熟成しないで輸入するようになるのでしょうか。例えばアメリカやオーストラリアなど、ワクチン非接種清浄国の場合はどうなのでしょうかというのの一つ。

もう一つは、豚の場合は結構難しいのだろうなと思うのですがすけれども、ワクチン接種清浄国から豚の輸出をしたいという申出があって、その検討した過去はあるのでしょうか。また、今後そのような申出があった場合、検討するのでしょうか。

お願いします。

○稲垣部会長 お願いします。

○松尾国際衛生対策室長 まず、一つ目でございます。もし、今回評価している北部の口蹄疫のステータスがかわったらどうなるのか、ということでございます。基本的に、先ほど申し上げましたように、アルゼンチンについては、今回のリスク評価書の中でも禁止地域として残すというお話をしました。基本的には、もしアルゼンチンのステータスがかわったとしても、もし条件を変えるのであれば、また先生方に御評価いただく形になると考えてございます。飽くまでも現在も禁止地域として残している、特別な条件を課した場合だけ輸入可能である、という形でございますので、それが全部緩和できるか否かというのは、リスク評価が必要と考えてございます。

二つ目の質問、豚の輸入解禁について、ほかの国や地域からあるのかというものでございますが、でございます。どこの国とは申し上げることはできませんが、様々な国から輸入解禁が求められています。ただ、それに当たってはリスク評価をするというのが我が国前提でございますので、また先生方に評価していただくという形になろうかと思っております。

○稲垣部会長 どうですか。よろしいですか。

○黒濱臨時委員 ということは、ワクチン接種清浄国から豚肉が輸入されるケースもあり得ることなのですね。

○松尾国際衛生対策室長 それはリスク評価によるので、それは無理だとなれば当然不可とするということでございます。先方の要請が押し通されるということではないです。このリスク評価の仕組みというのを我々も大事にしていますので、先生方にもこのような部

会に御参加いただいています。

○黒濱臨時委員 分かりました。ありがとうございました。

○稲垣部会長 ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、アルゼンチン北部地域（口蹄疫ワクチン接種地域）からの生鮮牛肉の輸入に係るリスク評価について、答申案の審議に進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。異議のある方は御発声をお願いします。

○松尾国際衛生対策室長 答申案を今からスクリーンに共有します。

○稲垣部会長 家畜衛生部会からの答申案について、読み上げをさせていただきます。

農林水産大臣、鈴木憲和殿。

食料・農業・農村政策審議会会長、中嶋康博。

答申。

令和6年9月26日付6消安第3644号により諮問があった事項について、下記のとおり答申する。

記。

アルゼンチン北部地域（口蹄疫ワクチン接種地域）からの生鮮牛肉（牛及びコブ牛に由来する、冷凍又は冷蔵の牛肉（牛舌及びハラミを含む。それ以外の内臓を含まない。）で脱骨されたもの）の輸入について、アルゼンチンに対し、適切なリスク管理措置を課すことにより、我が国に口蹄疫が侵入するリスクは極めて低くなると考えられる。

本答申案について、家畜衛生部会として決定してもよろしいでしょうか。御意見のある方、御発声をお願いいたします。

異議がないと認めますので、本答申案を農林水産大臣に提出することにいたします。

それでは、議事の2、その他について、事務局から御報告などありますでしょうか。

○松尾国際衛生対策室長 本日は特にはございません。

○稲垣部会長 特にないようでしたら、終了させていただこうと思います。

事務局の方に進行をお戻しいたします。よろしく申し上げます。

○松尾国際衛生対策室長 本日は熱心な御議論いただいて、ありがとうございました。

最後、私の方から御挨拶させていただきたいと思います。

今回、委員の先生からもいろいろ御意見いただきました。特に大事な御質問の点があったかと思えます。というのは、今後の相手先国のステータスが変わったらどうなるんだとか、豚肉についてもワクチン接種の国から輸入できるのか。

消費・安全局全体として、リスク評価を非常に大事にしているため、言われたら輸入するというようには考えてございません。この家畜衛生部会、そしてその下にございます各種小委員会、今回の場合であれば牛豚等疾病小委員会でございますが、非常に大事にしています。先生方のご意見を踏まえた上でリスク評価書案を作成し、答申ができると考えてございますので、今後も積極的に御意見いただきたいと思えます。

委員の皆様、引き続き今後とも御指導、御協力、よろしく願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

午前10時48分 閉会